

お知らせ

農業用免税軽油の申請手続きの 集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油取引税(32・1円/リットル)は、農業に使用する場合などは、あらかじめ手続きを行うことで免除されます。
対象 ほ場の耕うん、栽培管理など、農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油
手続き

- ①あらかじめ県知事に免税軽油使用者証と免税証の交付申請をしてください。申請には耕作証明書や使用する農業用機械の確認書類が必要です
 - ②交付後は、給油の際に軽油販売業者に免税証を提出し、免税軽油を購入・使用します
 - ③使用後は、伝票や領収書などと数量を報告してください
- 集中受付期間** 2月20日(木)
申請先 利根沼田行政県税事務所(利根沼田振興局1階)

※JA利根沼田営農経済総合センター(昭和村森下2809-1)内に、2月6日(木)午前9時30分から午後4時まで臨

時窓口を開設します

問い合わせ 利根沼田行政県税

事務所 ☎4336、利根沼田農業事務所 ☎0188へ

受動喫煙防止対策説明会を開催します

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に公布され、本年4月1日より全面施行となります。

この法律の全面施行後は、飲食店オフィス事業所など多くの人が利用する施設は原則屋内禁煙となります。

そのため改正後の制度などの説明会を開催します。

とき 2月13日(木)午後2時30分〜4時

ところ 利根沼田文化会館小ホール

内容 制度説明、施設・設備の整備方法、支援制度など

対象 県内の事業所、飲食店、工場、ホテル、旅館の施設管理者や改正健康増進法に関わる関係者など

参加費 無料

申込方法 県ホームページ(https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00062.html)から申し込みください。また次の2

次元コードからも申し込みできます



次元コードからも申し込みできます

問い合わせ 県保健予防課健康増進・食育推進係 ☎027(226)2427、利根沼田保健福祉事務所保健係 ☎2185へ

書きそんじはがき・未使用切手回収キャンペーンにご協力を!

沼田ユネスコ協会では、書きそんじの郵便年賀はがき、古くて使えないなどの理由で家庭に眠っている未使用の郵便はがき、未使用切手、テレホンカードを回収し、お金に換え募金する運動を実施しています。

この運動は、世界の中で戦争や貧困などさまざまな理由で学校に行けない子どもたちや教育の機会に恵まれなかった大人たちのために、教育のチャンスを与える「ユネスコ世界寺子屋運動」を支援するもので、これまで、世界の多くの人々に学ぶ機会を提供してきました。

ユネスコ協会では、はがきの回収は年間を通して受け付けて

いますが、毎年12月から2月までを「書きそんじハガキ回収キャンペーン」として、市内各所に「書きそんじハガキ回収ボックス」を設置して回収を行いますので、皆さんのご協力をよろしく願います。

設置場所 市内各小・中学校、市立幼稚園、中央公民館ほか各地区公民館、図書館、市社会福祉協議会など

※宛先不明など一度投函されたはがきや私製はがきは受け付けできません。また、使用済み切手は回収していません

問い合わせ 沼田ユネスコ協会事務局(生涯学習課社会教育係内) ☎内線3322へ

職業訓練(ハローレ)説明会



県内のハローワークでは、パソコン基礎・医療事務・介護関係などの知識や技能を習得して就職することをお考えの人に対して、職業訓練(ハロートレーニング)の受講をお勧めしています。(授業料無料・一部テキスト代有料)

さまざまな職業訓練の具体的な授業内容やスケジュールなどを紹介する説明会を毎月開催していますので、興味がある人、受講希望の人はお気軽にご参加ください。

とき 1月21日(火)・2月18日(火)・3月17日(火)午後2時開始

※事前の申し込みが必要です。ただし、当日直接参加することもできます

ところ ハローワーク沼田(テラス沼田5階)
申し込み・問い合わせ ハローワーク沼田 ☎28609へ

(広告)